

# 広島市ごみステーションの管理用具の貸与に関する要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、ごみステーションの美観の向上、良好な衛生環境の確保、適正な維持管理の促進及び家庭ごみの収集効率の向上を図るため、家庭ごみの収集のためのごみステーションを管理する自治会等に対して、ごみステーションに使用する防水シート、カラスよけネット又はごみ収集枠（以下「管理用具」という。）を貸与することについて、必要な事項を定める。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年広島市規則第40号）  
第2条各号のごみのうち家庭から排出されるものをいう。
- (2) ごみステーション 家庭ごみを収集日に収集するまでの間、一時的に保管するために、設置者があらかじめ所管の環境事業所に届け出て設置するごみ置き場をいう。
- (3) 自治会等 自治会、町内会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及びごみステーションを使用する者の団体をいう。
- (4) 一般貸与 特例貸与以外で管理用具を貸与することをいう。
- (5) 特例貸与 大雨等被災地域の特例として管理用具を貸与することをいう。
- (6) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- (7) 公有財産 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産のうち不動産をいう。

## (一般貸与の対象者)

**第3条** 管理用具の一般貸与を受けることができる者は、次に掲げる家庭ごみ収集のためのごみステーションを管理している自治会等の代表者とする。

- (1) 10世帯以上の世帯が使用するために屋外に設置されたごみステーション
- (2) 前号に掲げるごみステーションのほか、市長が適当と認めるもの。

## (一般貸与する管理用具の種類及び数量等)

**第4条** 一般貸与する管理用具は、防水シート、カラスよけネット又はごみ収集枠とし、管理に必要な数量を予算の範囲内で無償貸与する。ただし、管理用具を二重に併用する一般貸与は行わないものとする。

2 ごみステーション1か所につき、管理用具の一般貸与を受けることができる回数は1回限りとする。ただし、ごみステーションの使用世帯の増加等に伴い管理用具が必要と認められる場合はこの限りでない。

3 ごみ収集枠は、ごみ収集枠を広げて道路を一時的に使用する場所において、ごみ収集枠を広げた状態の有効幅員が概ね次の各号に掲げる幅員を確保できるものであり、かつ、交通の著しい阻害要因にならない場合に一般貸与する（点字ブロックが設置されている歩道部分の近傍に使用しようとするときには、利用者の安全のため、点字ブロックとの間を0.6メートル以上確保するよう努めること。）。

- (1) 歩道にあっては、1.5メートル以上
- (2) 車道又は歩車道の区分のない道路にあっては、3メートル以上

## (事前協議)

**第5条** 管理用具の一般貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）で当該管理用具の設置に関し、道路占用許可の必要がある場合には、申請者はあらかじめ所定のごみボックス設置の事前協議書（平成27年3月31日道路管理課制定）に次に掲げる書類を添えて市長（所管の区維持管理課）に協議するものとする。

- (1) 位置図（住宅地図の写しにごみボックスの位置を表示したもの）
- (2) 設置仕様書（図面（伸縮式ごみボックスにあっては、伸縮部分を広げた状態での横断図（道路の有効幅員及び広げた状態での残りの有効幅員を記入したもの）を含む。））
- (3) 現地の写真（設置予定場所及び民有地と道路との境界ブロック上に設置する場合にあっては、道路と民有地との境界が明確に写っているもの）

**（既存のごみボックスの移設・撤去等）**

**第6条** 占用・使用等が認められない公有財産に既存のごみボックスを設置している申請者は、第7条に定める管理用具の一般貸与の申請時には既存のごみボックスの移設・撤去計画書（様式第5号）を、当該ごみボックスの移設・撤去後は直ちに既存のごみボックスの移設・撤去報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

**（一般貸与の申請等）**

**第7条** 一般貸与の申請者は、広島市ごみステーションの管理用具の貸与申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類（該当のあるものに限る。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地所有者の同意書（様式第2号）又は土地管理者の占用・使用等許可書（写し）
  - (2) 近隣住民の同意書（様式第3号）
  - (3) ごみステーション管理規程（様式第4号）
  - (4) 既存のごみボックスの移設・撤去計画書（様式第5号）
  - (5) 家庭ごみ収集依頼書（事前協議）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、第1項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査のうえ一般貸与の可否を決定し、その結果を広島市ごみステーションの管理用具の貸与決定通知書（様式第6号）又は広島市ごみステーションの管理用具の不貸与決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。
- 3 管理用具の一般貸与を受けた者（以下「借受人」という。）は、広島市ごみステーションの管理用具の借受書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

**（一般貸与の条件等）**

**第8条** 借受人は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理用具を常に清潔に保ち、丁寧に取り扱うこと。
- (2) 管理用具の使用に当たっては、ごみステーションを使用する場所の管理者の了解を得ること。また、歩行者や自転車等の通行上の妨げとならないよう安全の確保に努めるとともに、紛失、盗難、破損等のないように維持管理すること。
- (3) 管理用具をごみステーションの管理の目的外に使用しないこと。また、第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- (4) 管理用具の使用に際して生じた事故及び損害等については、全て借受人の責任において処理すること。
- (5) 管理用具は、道路上で一時的に使用する場合、ごみ収集後すみやかに道路上から撤去すること。ただし、ごみ収集枠については、道路占用許可を受けた場合は、この限りでない。

- (6) 管理用具の修繕等に必要な費用については借受人の負担とすること。
- (7) 広島市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱を遵守すること。
- (8) 管理用具に営利目的の広告物等を取付けないこと。
- (9) 管理用具の一般貸与を受けた後に、管理用具の一般貸与について変更しようとする場合においては、所定の貸与変更申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けること。
- (10) その他本市の指示に従うこと。

**(一般貸与の期間及び返還)**

**第9条** 管理用具の一般貸与の期間は、借受人が管理用具を受領した日から、1年とする。ただし、貸付期間満了の日の1か月前までに市又は借受人のいずれからも何ら意思表示がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後この例による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の管理用具の一般貸与の期間は、各号に規定するときまでとする。

- (1) 修繕ができない破損などの事由により管理用具が使用できなくなったとき。
- (2) 前条の一般貸与の条件等を守ることができなくなったとき。
- (3) 管理用具を必要としなくなったとき。

3 借受人は、前2項の規定により一般貸与の期間が満了した場合は、すみやかに市長あてに管理用具を返還しなければならない。

4 借受人は、前項の規定により管理用具を返還しようとする場合は、広島市ごみステーションの管理用具の返還届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、管理用具の返還を受けた場合は、広島市ごみステーションの管理用具の受領書（様式第14号）を借受人に通知しなければならない。

**(返還通知)**

**第10条** 借受人が第8条の一般貸与の条件等に違反したときは、市長は、広島市ごみステーションの管理用具の返還通知書（様式第15号）により、借受人に管理用具の返還を求めることができる。

2 借受人は、市長から前項の規定による管理用具の返還を求められた場合は、借受けている管理用具を速やかに返還するとともに広島市ごみステーションの管理用具の返還届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、管理用具の返還を受けた場合は、広島市ごみステーションの管理用具の受領書（様式第14号）を借受人に通知しなければならない。

**(他の支援制度との関係)**

**第11条** 一般貸与する管理用具は、他の法令、条例及び他の制度により管理用具の貸与を受けた者には貸与しないものとする。

2 一般貸与する管理用具は、広島市ごみボックス購入等補助制度による補助金の交付（以下「一般補助」という。）を受けた者には貸与しないものとする。

**(大雨等被災地域の特例)**

**第12条** 大雨等により被災した地域において、管理用具又はごみボックス等が破損又は流失するなど、ごみステーションの適切な維持管理ができないと認められる場合は、大雨等による被災の都度、管理用具を特例貸与することができるものとし、その回数は、ごみステーション1か所につき1回限りとする。

2 前項に定める特例貸与は、大雨等による被災前に一般貸与を受けた管理用具又は一般補助を

受けたごみボックスが破損又は流失し、ごみステーションの適切な維持管理ができないと認められる場合にも適用することができる。

- 3 前2項の規定により特例貸与を受けた管理用具が、復興前の劣悪な設置環境等により早期に劣化するなど、その機能の維持ができなくなった場合は、第4条第2項前段の規定にかかわらず、ごみステーション1か所につき1回に限り、一般貸与することができる。
- 4 特例貸与する管理用具のうち防水シートについては、カラスよけネット又はごみ収集枠と併せて貸与することができる。
- 5 特例貸与の申請者は、広島市ごみステーションの管理用具の貸与申請書（特例用）（様式第1号<sup>特</sup>）に第7条各号に掲げる書類（該当のあるものに限る。）を市長に提出しなければならない。
- 6 特例貸与の手続及び取扱等については、前項まで定めるものを除き、第10条までの一般貸与に関する規定を準用する。

（委任規定）

**第13条** この要綱に定めるもののほか、管理用具の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この要綱の施行日前に「広島市ごみステーションの管理用具の貸与に関する要綱」により貸与を受けた者をこの要綱の一般貸与を受けた者と、「広島市ごみボックス購入等補助金交付要綱」により補助を受けた者をこの要綱の一般補助を受けた者と、「広島市大雨等被災地内ごみステーションの管理用具の貸与に関する要綱」により貸与を受けた者をこの要綱の特例貸与を受けた者とみなして適用する。

（「広島市大雨等被災地内ごみステーションの管理用具の貸与に関する要綱」の廃止）

3 この要綱の施行に伴い、「広島市大雨等被災地内ごみステーションの管理用具の貸与に関する要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。